

津市有害鳥獣捕獲用檻設置費等補助金交付要綱

平成 20 年 3 月 31 日訓第 21 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日訓第 25 号

平成 25 年 3 月 29 日訓第 10 号

平成 27 年 5 月 28 日訓第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣による農産物の被害を防止するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「有害鳥獣捕獲用檻設置費等補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する本市の区域内に住所を有する者に対して、有害鳥獣捕獲用檻の購入費又は捕獲用檻の製作に係る材料費（以下「補助対象経費」という。）を交付するものとする。

- (1) 自治会若しくは農業者を中心とした地域住民 10 人以上で構成され鳥獣害対策に関する規約等が定められている団体の代表者又は一般社団法人三重県猟友会の支部に所属する者
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 39 条第 2 項に規定するわな猟免許を有する者に捕獲用檻の設置及び管理をさせることができる者

(補助金の額)

第 4 条 捕獲用檻 1 基当たりの補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を超えるときは、当該額）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

感知器を有する捕獲用檻を設置する場合	75,000 円
感知器を有しない捕獲用檻を設置する場合	45,000 円
感知器を有しない捕獲用檻に感知器を取り付ける場合	30,000 円

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(添付書類)

第5条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 有害鳥獣駆除計画書（別記様式）
- (2) 捕獲用檻の購入及び設置に係る見積書
(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、捕獲用檻の設置（感知器の取付けを含む。）の日の前日とする。

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 捕獲用檻の購入及び設置に要する費用の領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓第25号）

- 1 この訓は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市有害鳥獣捕獲用檻設置費等補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日訓第10号）

- 1 この訓は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市有害鳥獣捕獲用檻設置費等補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年5月28日訓第58号）

この訓は、平成27年5月29日から施行する。

別記様式（第5条関係）

有害鳥獣駆除計画書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

団体名

氏 名（代表者） ⑩

電 話

有害鳥獣の駆除に係る実施計画を次のとおり提出します。

有 害 鳥 獣 名	
農産物被害予想区域	
農産物被害作物名 及 び 被 害 予 想 量	
捕 獲 予 定 時 期	
捕 獲 者 住 所 氏 名 （ 予 定 ）	
被害予想区域内の 農 業 共 済 引 受 農 家 数 面 積 等	
そ の 他	